

令和7年 7月 1日

豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付にかかる申請書兼請求書

豊島区長 あて

記入例

豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付要綱に基づき、以下のとおり申請、請求します。

申請者 (世帯主)	住所	〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 (マンション名等) 豊島区役所 509号室	
	氏名	フリガナ トシマ タロウ	
		豊島 太郎	
電話番号	○自宅 ○携帯電話	03 (3981) 1111	
申請区分 ※右の該当する項目に☑をつけてください	<input checked="" type="checkbox"/> ①65歳以上の方のみで構成された世帯		
	<input type="checkbox"/> ②身体障害者手帳、又は愛の手帳を所持する方がいる世帯 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ・ <input type="checkbox"/> 愛の手帳		
	<input type="checkbox"/> ③要介護3～5の方がいる世帯		
交付申請額	9,000円 (助成金上限額は税込15,000円)		

代理人 ※代理人申請時に使用。	住所	〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所	
	氏名	フリガナ トシマ ハナコ	申請者との関係
		豊島 花子	
電話番号	○自宅 ○携帯電話	03 (3981) 1111	

- 申請、請求には以下の添付書類が必要になります。
 - 領収書またはレシートの原本
 - 支払金口座振替依頼書
 <②または③の該当者>
 - 身体障害者手帳または愛の手帳（顔写真のあるページ）のコピー
 - 介護保険被保険者証のコピー
- 申請、請求書後に要件を満たしていないことが判明した場合、助成金の不交付や取り消しとなる場合があります。
- 助成を受けることができるのは、原則、1世帯につき1回限りです。
- 助成金交付決定額は100円未満の端数が切捨てとなります。

誓約・同意事項

- 購入または設置した家具転倒防止器具は、私の住居において利用するもので、転売・譲渡の目的で購入又は設置したものではありません。
- 豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付要綱を確認し、内容を理解した上で同意しました。

裏面へ続く

記入例

支払金口座振替依頼書

振込先金融機関		<input checked="" type="radio"/> 銀行 <input type="radio"/> 信用金庫 <input type="radio"/> 信用組合 (○でかこむ)	池袋					支店
振込口座	預金種目	<input checked="" type="radio"/> 1.普通 <input type="radio"/> 2.当座 <input type="radio"/> 3.その他() (○でかこむ)						
	口座番号 (左詰め)	1	1	0	2	3	4	5
	フリガナ (左詰め)	フリガナは左詰めで必ずお書きください。 口座名義およびフリガナの訂正はできません。						
	フリガナ (左詰め)	ト	シ	マ	タ	ロ	ウ	
名義人※	豊島 太郎							

※必ず「豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付にかかる申請書兼請求書」の申請者ご本人さまの口座情報を記載して下さい。

※「口座名義人」の訂正はできません。

裏面へ続く